

社会福祉施設に関わる消防法令改正の概要について

和歌山市消防局予防課

社会福祉施設の安全と安心のために、

〈改正の趣旨〉

1. 社会福祉施設等の態様の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居・宿泊が常態化している施設や、福祉関係法令に位置づけられていないもので社会福祉施設等と同様なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置づけを明確にするため消防法施行令別表第1における用途区分の改正が行われました。
2. 平成25年2月の長崎市認知症高齢者グループホーム火災を契機に、ソフト面（防火管理や近隣応援体制など）とハード面（建築構造や通報・消火設備など）の対策について検討が行われ、消防用設備等の基準の改正がなされました。
3. 認知症高齢者グループホーム火災の対策検討の中で、障害者施設等の安全対策についても検討がなされ、併せて改正がなされました。

消防用設備等の基準の改正が行われました。

〈改正対象の主な設備〉



改正により消防設備等の強化

平成27年4月1日施行

自動火災報知設備とは

①熱、煙又は炎を感知器によって**感知**する。



②受信機に火災信号を送り、音響装置を**鳴動**させるまでの一連の動作を自動的に行う。



③火災発生について防火対象物の関係者等(消防隊含む)に早期に報知して**避難、消火等**を有効に実施させる。



スプリンクラー設備とは

火災時の熱によってスプリンクラーヘッドが開放される。



充水されている配管から水が放出される。



自動的に火災を感知して**消火**させる。



火災通報装置とは

火災を確認し、火災通報装置を操作する。



自動音声(住所やその他建物情報)により119番通報される。



折返し電話にてさらに詳細情報を聞くことができる。
早期通報により避難、消火等をより有効に実施させる。

